

全司法労働組合青年協議会発行「時の窓は、青年みんなに配りましょう」



ときのまど 時の窓

No. 239



[青年協HP]
※時の窓バック
ナンバー掲載

～今月号のメニュー～

- 入所おめでとう！
- 裁判所豆知識
- 各地の取り組み

入所おめでとう！

新採用のみなさん、ご入所おめでとうございます。民間企業のように、裁判所にも「全司法」という労働組合があります。裁判所は比較的働きやすい職場だと言われますが、これは裁判所当局と全司法と一緒に築き上げてきたものなんです。これからも安心して働ける環境を作るために、みなさんの加入をお待ちしています。今回号では、全司法ではどんなことをやっているか紹介していきます。

同世代の仲間ができる

労働組合は、組合員の「数の力」で雇用主と対等に交渉することができます。ですから、組合員同士が仲良く団結することが大切です。そのため全司法では、組合員同士（特に若手）が交流できるイベントをたくさん開催しています。普段の仕事ではできない、人との繋がりを作ることができます。



↑国公青年交流集会(滋賀県長浜市)

自分の働き方は自分で決めたい！

どんなオフィスで働くか（設備面）、どんなルールで働くか（待遇面）、実際に働く私たちの声も反映させてもらいたいですよね。全司法では、交渉を通して現場で働くみんなの声を伝えています。



↑会議・交渉の様子

あなたの最強のサポーター



私たちは常にいろんなリスクにさらされています。例えば、配偶者が遠方の地域で働く方で、同居のための異動希望が叶わなかったらどうする？職場の人間関係がうまくいかず、精神的にどうしても出勤できなくなったらどうする？困ったときに味方になって一緒に問題解決にとりくんでくれるのが全司法の仲間です。

組合に入りたいという方はこちらから加入届を取り寄せてください



裁判所豆知識

休暇はどうやってとる？

休暇には、年次休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇の4種類があります。普段休みたいときに自由に使える休暇は年次休暇です。

【年次休暇】

年次休暇は、毎年1月に20日分付与され、1年間で使いきれなかった分は、20日分を上限に翌年に繰り越されます。

年次休暇を取得するために理由を申告する必要はありません。取りたいときに自由に取得することができます。事前に職場の同僚や上司と休暇取得予定を共有しておく、仕事のフォローをしてもらいやすくなります。

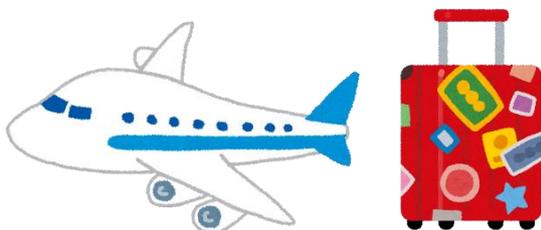
休暇を申請するときは、年次休暇用の休暇簿に必要事項を記入し、上司（通常は主任または課長補佐）に提出しましょう。



【特別休暇】

特別休暇は、夏休み、結婚、親族の死亡、交通機関の事故等特別の事情がある場合の休暇で、これが認められるケースおよび日数はあらかじめ定められています。

夏休み（正確には夏季休暇）は、7～9月に連続する3日間とることができます。夏季休暇と年次休暇をつなげて取得することが推奨されており、1～2週間程度の夏休みを作る方も多いです。夏休みに海外旅行することもできますが、その場合には渡航許可申請手続きが必要なので、注意しましょう。



【病気休暇】

ケガや病気で勤務できない場合に療養のために認められる休暇です。原則、連続90日を超えることはできません。生理休暇も病気休暇の一種です。

【介護休暇】

家族等を介護するための無給休暇で、1日単位や1時間単位で取得することができます。

宿日直ってなに？

宿日直では、令状処理、勾留質問、郵便受付等を行っています。

宿日直の当番は名簿順で回ってきます。自分の番になっているけれど、都合が悪いという場合には、他の人に代わってもらうこともできます。

庁によってやり方や繁忙度が異なるので、不安なことがあればや近くの組合員や先輩に相談するのが良いかもしれません。



ボーナスはいくらもらえる？

民間企業のボーナスに相当する手当として、期末手当と勤勉手当が年に2回支給されます。

支給される日は、6月30日と12月10日です。

金額は、勤務成績等によって変動しますが、おおむね基本給2か月分くらいです。ただし、採用されて最初に受け取る期末・勤勉手当は、勤務期間が短いため10万円くらいになるでしょう（4月採用の場合）。



これってハラスメント？

採用されてしばらくは、いろんな先輩からたくさん仕事を教えてもらうことになります。裁判所には親切な先輩がたくさんいるので、遠慮せずにたくさん質問して、たくさん知識を吸収してください。しかし、時にはパワハラやセクハラが問題となる事例が発生しているのも事実です。社会人経験の浅い新採さんにとっては、ハラスメントと指導の区別がつきにくいときもあるかもしれません。ハラスメントに限らず、「ちょっと人間関係がうまくいかないな」と思うことがあれば、気軽に全司法に相談してください。



【パワハラとは】

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用について不安を与えること。

【セクハラとは】

相手を不快にさせる性的な言動をいい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシャル・ハラスメントとなる。

書記官になりたい！

書記官になるには、試験を受ける必要があります。試験には、C E 試験とC A 試験の2種類があります。



【C E 試験】

C E 試験は一部と二部にわかれています。

一部は法学部等出身者および総合職採用者が受験できます。一次試験科目は、憲法、民法、刑法、訴訟法（民訴または刑訴のどちらかを選択）で、

二次試験で面接があります。

二部は法学部等出身以外の人（高卒者含む）で、1年以上在職し、年齢が4月1日時点で23歳以上の人が受験できます。一次試験科目は、憲法、民法、刑法で、二次試験で面接があります。

C E 試験に合格した場合、翌年4月からはじまる研修を受けることとなります。一部生は1年間、二部生は2年間の研修が用意されています。それぞれ所属庁と総合研修所（埼玉県和光市）を行ったり来たりしながら受講します。詳細は、時の窓238号にも載せているので、興味のある方は、本号1ページ目に載せているQRコードを読み取ってバックナンバーを読んでみてください。

【C A 試験】

C A 試験は、裁判所職員としての在職年数が一定の期間に達する人が受けられる試験です。詳細はJ・netポータルに掲載されていますが、ざっくり言うと、大卒・院卒事務官は5年以上、高卒事務官や事務官以外の職種は9年以上の在職期間が必要です。

一次試験科目は、憲法、民法、刑法、訴訟法（民訴または刑訴のどちらかを選択）で、二次試験で面接があります。二次試験に合格したら、約3か月間、研修を兼ねた三次試験が実施されます。三次試験は、所属庁と総合研修所を行き来しながら受講します。9月中旬に三次試験の合格発表があり、合格すれば10月から書記官として働きはじめます。



【どうやって勉強する？】

論文試験なので、過去問をたくさん解いて、答案を書く練習を重ねるのが一般的です。過去問は先輩から後輩へと脈々と受け継がれていたりします。地域によっては私的な勉強会グループを作っているところもあります。先輩に聞いてみると情報をもらえるかもしれません。

職場でおかしいと思うことがあれば、気軽に全司法にご相談ください。

各地の青年のとりくみ

2月に各地で青年の会議、集会が開催されました(*^^*)各地の様子を紹介します！

九州地連青年部長会議

九州青年部長会議が2月4日に行われ、せいふう祭り（九州の1泊2日レク）、職場実態、組織拡大について話し合いました。去年は完全オンラインでの開催となってしまった九州青年部長会議でしたが、今回は「集まる」のテーマのもと、集合とオンラインを併用したハイブリット形式で行いました、集合の良さもオンラインのよさも感じられるような会議となりました。やはり青年が集まるとどんなに硬い会議でも楽しくなっちゃいますよね（笑）特に面白いことはしていませんが、終始笑いの絶えない会議になっていてとても和んでしまいました、なごむだけに（笑）会議中や会議後の懇親会で絆を深めて九州にまた新しい仲間が多くできたことを感じられるような会議になりとても楽しくできました。九州のみんなとともに楽しく元気に根気よくがんばろう!!

（九州担当・仲程和夢）



近畿地連青年担当者会議

2月4日青年部長会議を行いました。小田青年協議長から青年層特有の交渉に対する姿勢等のお話をいただいた上で、①各支部の報告、②レク検討をテーマに進行しました。

①について。複数の支部で、青年層の組合員が少ないので、異なる職種や支部にいる青年層の意見を集めにくいと報告がありました。また、デジタル化について、PT等メンバーに青年層の職員が選ばれがちであり、他の地域での検討結果もわからず、負担が大きく検討の方向性を示してほしいとの意見がありました。

②について。各支部から地連主催レク企画の要望がありました。レクを4月までに行い新採勧誘時に紹介できるようにし、内容は体験系が良いのではということで、陶芸体験を候補としました。体験の前に学習会、体験の後にあべのハルカス展望台に行くという半日の企画になりました。（近畿担当・末政かなえ）

東京地連青年オンライン交流集会

2月11日にオンライン青年集会を開催し、管内各地から参加した青年のみなさまと、クイズ大会・企画コンテストを行いました！

「職場では教えてくれない！裁判所のルールを知ろう」をテーマに、賃金・休暇などのジャンル分けされたクイズをみんなで解いていきました。“Q.給与を配偶者の口座に振り込んで欲しい。可能ですか？”など…（私は知りませんでした笑）。意外と知らない、組合のことや職場のルールなどについて楽しく学習することができました。

また、4月期の新採用職員の勧誘・歓迎のための企画コンテストでは、予算や時期を指定し、班に分かれ企画立案・プレゼンを行いました。激戦を制した優勝企画は「高尾山登る！」で、なんとこの春実現することに…！？支部では企画立案に関わったことのない青年も、企画側を体験する良い機会となりました♪（東京担当・谷津詠美）



東北地連青年担当者会議

2月11日、本部の井上書記長をお招きして、東北地連組織担当者会議が開かれました。この会議には、東北各支部から役員だけでなく、青年組合員も数多く参加し、組合加入に関する自身の経験や青年層の組合活動への関わり方など、青年層へ向けた組織拡大や青年層を中心とした組織活性化策を考えるにあたっての大きな助けとなる意見を多数聞くことができました。

東北地方は各支部とも青年の組織的な活動ができていないのが現状ですが、まずは青年層が組合に何を求めているのか、どのように活動に関わることを望んでいるのか、そのニーズを踏まえつつ、青年同士が話を行える場を作り、新採用職員の勧誘活動を始めた組合活動に参画してもらおう機会の創出に努めるなど、青年活動活性化の契機として、今回の会議を今後につなげていきたいと思っております。（東北担当・和田悠介）

